

## 調使首作歌と調使家記

垣 見 修 司

はじめに

卷十三挽歌の部に、二つの相似た行路死人歌群がある。一つ目の歌群は、長歌二首に反歌二首をあわせた四首歌群で、二つ目の歌群は先の長歌二首を一首にまとめたような長歌に、反歌四首をあわせた形をとる。前者は作者未詳であるが後者には「備後国の神島の浜にして、調使首、屍を見て作る歌一首并せて短歌」との題詞があり、作者も作歌事情も明記されている。この歌群については表現の面からすでに論じたことがあるが、<sup>①</sup>そこでは触れなかつた作者調使首と、その作歌動機について考えたい。

一、調使首について

作者調使首については伝未詳であるが、この表記については姓と

名をどのようにとらえるかで揺れがあり、定説を見ない。調氏は渡来系氏族で、新撰姓氏録（左京諸蕃下）に、

調連。水海連と同じき祖。百済国の努理使主の後なり。菅田天皇（諡は應神。）の御世に、帰化れり。孫、阿久太の男、弥和。次に賀夜。次に麻利。弥和、弘計天皇（諡は顯宗。）の御世に、蚕織して、純絹の様を献れり。仍りて調首といふ姓を賜ひき。

とあり、調（みつぎもの）を管理したことにもとづく名とされている。<sup>②</sup>純絹の様を献上したことから、首姓を与えられて後、連姓になつたことが知られる。このことは、日本書紀天武天皇元年六月甲申条と万葉集卷一―五五左注（大宝元年九月）にみえる調首淡海が、続日本紀和銅二年正月丙寅条に調連淡海として現れていることから裏付けられ、記録からは漏れているものの大宝元年（七〇一）九月から和銅二年（七〇九）正月までの間に連姓を賜つたものと推測

されている<sup>③</sup>。また、調忌寸老人（持統紀三年六月癸未条、文武紀四年六月甲午条）、調忌寸古麻呂（養老五年正月甲戌条）など調忌寸氏もあり、こちらは後に宿禰の姓を賜っている（延暦四年（七八五）六月癸酉条）。

坂上氏系図所引の新撰姓氏録逸文には次のように見える。

姓氏録第廿三卷曰阿智王

誉田天皇（諡は應神）の御世に、本国の乱を避け、母並びに妻子、母弟迂興徳、七姓漢人等を率ゐて帰化れり。七姓は第一に段、（古記段光公。字富等。一云員姓。）是れ高向村主、高向史、高向調使、評首、民使主首等の祖也。次に李姓、是れ刑部史の祖也。次に皂郭姓、是れ坂合部首、佐大首等の祖也。次に朱姓、是れ小市、左奈宜等の祖也。次に多姓、是れ檜前調使等の祖也。次に皂姓、是れ大和国宇太郡佐波多村主、長幡部等の祖也。次に高姓、是れ檜前村主の祖也<sup>④</sup>。

ここに高向調使、檜前調使が確認でき、やはり渡来系氏族と言うことができるが、調連や調忌寸と調使との関係はこれ以上明らかではない。問題となるのは「使首」をどのように考えるかということで、従来、万葉集の注釈書においては、この点をめぐってさまざまな推測が重ねられている。全註釈は、

調使二字が氏であろう。続日本紀に、調使王の名が見えるが、

王の称号は、乳母の氏によつて呼ぶのを通例とするので、調使氏があつたことが推測される。

として、ツキノオビトと訓んでいる。一方、私注は、

坂上系図所引の姓氏録には、高向調使、檜前調使が見える。高向、檜前は住地を示し、調は氏を、使は姓をあらはすとみるべきであらう。使は使主の略で、タカムコノツキノオミ、ヒノクマノツキノオミと呼ぶべきやうに思はれる。住所を示さない調使の氏姓も推定され、又統紀の調使王、調使部もツキノミノ王、ツキノミ部と見るべきやうに思はれる。それならばこの作者調使首はツキを氏、使を姓、首を名として完全な氏名と見ることが出来、和銅二年以前の調首との無関係は、一層歴然として来ることになる。

として調首と区別するべきことを明言する。これは古義、新考、全釈の、使を衍字とする説をしりぞける意図があつたらしい。また、考は「調は氏、使主はかばねなるを、今本に使首と有は誤れり」とし、略解も同様に首を主の誤字とする。使主は、渡来系氏族に与えられた姓の一つで、顕宗即位前紀の人名の訓註に、  
帳内日下部連使主と（使主は、日下部連の名なり。使主、此に於瀨と云ふ。）…

とあつて、「おみ」と訓む。考、略解と私注のちがいは首を誤字と

するか、使主が略されていて首はそのままとするかであるが、首を主の誤りとする必然性もないために、使主姓が省略された形とみる説は、全集の人名一覧や集成、新編全集頭注さらに釈注にも踏襲されることとなった。同じ坂上氏系図にある民使主首が、他では「民使首」（新撰姓氏録（山城国諸蕃）と記されていることも、この省略説の根拠となる。高壮至氏によると、使主姓を名乗る氏族について主の字を脱しているのは他に見られない。ただ、平城宮出土木簡に、「調使主」かと判読されるもの（『平城宮木簡』4—4210）が一点ある。これは奈良文化財研究所木簡データベースで確認できる画像によれば折損により文字の右半分しか確認できず、主の字も判読しにくいものの、この読みが正しければ「調使主」と記された例である可能性もある。使を使主の略として姓とみる私注は首を名とするが、それ以外は首を姓とし、さらに集成、釈注は使と首が重ねられていることに複式の姓かと推測している。こうして、調使首はツキノオミオビトと訓まれ、名が欠けた作者表記であると説くことが通例となっている。

とはいえ、使と首がともに用いられることを複式の姓と理解する説にもわかには認めたい。調使首には正倉院文書に「調使首難波万呂」<sup>⑦</sup>の存在も確認することができ、「難波万呂」が別筆署名であるから、首姓を持つ調使氏がいたことは確かである。さらには調使

王（統紀神護景雲元年正月己巳条）や調使部（統紀宝龜元年七月己丑条）の例があり、王の名については全註釈が指摘したように調使氏が養育したことによると見られるが、王の名に冠する際に姓までを用いることはないと考えられるため、調使が氏族名として扱われているとみるのが適切と言える。それゆえ歴史学の立場では、使は使主姓の略ではない以上、「おみ」と訓む必要もないと考えられるためか、新大系の統日本紀ではいずれも調使王、<sup>つきのつかみ</sup>調使部と訓まれている。全歌講義はこれにないツキノツカヒノオビトと訓み、これまでの万葉集の注釈書とは異なる立場を示す。

はたして調使をツキノオミと訓むことはできないのか。従来、ツキノオミと訓まれてきたのは、調使と膳臣の家記を元に記された上宮聖徳太子伝補闕記の彰考館蔵本に「儻得<sup>ツツ</sup>調使<sup>ツツ</sup>膳<sup>ツツ</sup>臣<sup>ツツ</sup>等<sup>ツツ</sup>二家記」と朱で訓が付されていることによる。奥書には「保安三年十一月十二日於洛陽寫了。本書是廣隆寺住大蓮房定海聖人本也。建長二年（庚戌）七月廿四日校點已了。圓齊」とあるから建長二年（一二五〇）頃には「調使」がツキノラン<sup>ま</sup>と訓まれていたと考えられる。この古訓はないがしろにできないし、調使の使が使主の略とは言えないにしても、使の一字だけでオミと訓むことができなとも言えないのではないか。『訓点語彙集成』によれば「使主」には日本書紀の岩崎本、図書寮本（永治二年（一一四二））、前田本に「オミ・

「オム」の訓があることが知られるが、さらに前田本には「大使」にも「オム」の訓がみられる。一方、「臣」の字にも図書寮本、前田本に「オム」の訓がある。臣下を意味する倭語オミが姓として渡来系氏族に与えられる場合には「使主」の語が用いられたということである。使主姓が「オミ」と訓まれるそのこと自体、使がオミに通じることを示唆するが、

使、將<sup>ハ</sup>命者<sup>キミノミヤ</sup>。(集韻<sup>⑨</sup>)

以待<sup>ツ</sup>四方之使者<sup>シヤウホウノシヤクシヤ</sup>。(使者、諸侯之臣、使<sup>ト</sup>来<sup>キ</sup>者也。)(周礼、秋官、小行人)

の例からは、使とは臣下で派遣される者を意味し、その点ではツカヒの訓が妥当ではあるが、前田本日本書紀の「大使」にオムの訓があるように使の一字だけでもオミと訓むことは必ずしも不可能とは言えないであろう。また広雅(釈詁)には、

有司、股、肱、陪、儔、阜、隸、牧、圉、臣也  
廝、徒、牧、圉、侍、御、僕、從、扈、養、任、甬、辯、令、  
保、庸、童、役、謂、命、使也

とあり、広雅疏証の王念孫は「臣、與<sup>ニ</sup>使同義。故、牧圉又為<sup>ニ</sup>使也。」と注している。このような例からすると、平安から鎌倉期にかけてと見られる補闕記のツキノヤンの訓も必ずしも否定できるものではなく、古くからの呼称を氏族固有の名として伝えている可能

性がある。そして、首姓を持つ調使氏がいたということは、奈良時代においては調使が氏族の名として認められていたということではなからうか。「調使」をツキノツカヒと訓むことはむろん不可能ではないが、補闕記には「調使」と「膳臣」が並記されているし、調使麻呂は後世の太子伝では調子丸と使の字を落とした名であられる。ツキノツカヒという氏族ならば氏族名の一部が失われることは考えにくいし、使の字には臣姓に相当するような訓みしかなかったものと思われる。使主姓の略とみるべきかについては不明とせざるを得ないが、一方で調首や調忌寸などが輩出した調氏の宗族から派生した調使氏が単独で家記を生み出すほど独立した一族となった結果とみることもできるかもしれない。

## 二、調使首作歌の意図

ア 玉梓の 道行き人は あしひきの 山行き野行き にはた  
づみ 川行き渡り いさなとり 海道に出でて 恐きや 神  
の渡りは 吹く風も 和には吹かず 立つ波も 凡に立たず  
とる波の ささふる道を 誰が心 いたはしとも 直渡り  
けむ 直渡りけむ  
イ 鳥が音の かしまの海に 高山を 隔てになして 沖つ藻  
を 枕になし 蛾羽の 衣だに着ずに いさなとり 海の浜

(13・三三三五)

辺に うらもなく 臥したる人は 母父に 愛子にかあらむ  
 若草の 妻かありけむ 思ほしき 言伝てむやと 家問へば  
 家をも告らず 名を問へど 名だにも告らず 泣く子なす  
 言だに問はず 思へども 悲しきものは 世の中にそある  
 世の中にそある (三三三六)

反歌

ウ 母父も妻も子どもも高々に来むと待ちけむ人の悲しさ (三三三七)

(三三三七)

エ あしひきの山道は行かむ風吹けば波のささふる海道は行か  
 じ (三三三八)

或本の歌

備後国の神島の浜にして、調使首、屍を見て作る歌一首  
 并せて短歌

カ 玉杵の 道に出で立ち あしひきの 野行き山行き には  
 たづみ 川行き渡り いさなとり 海道に出でて 吹く風も  
 おぼには吹かず 立つ波も 和には立たぬ 恐きや 神の渡  
 りの しき波の 寄する浜辺に 高山を 隔てに置きて 浦  
 淵を 枕にまきて うらもなく 伏したる君は 母父が 愛  
 子にもあらむ 若草の 妻もあるらむ 家問へど 家道も言  
 はず 名を問へど 名だにも告らず 誰が言を いたはしと

かも とる波の 恐き海を 直渡りけむ (三三三九)

反歌

キ 母父も妻も子どもも高々に来むと待つらむ人の悲しさ

(三三四〇)

ク 家人の待つらむものをつれもなき荒儀をまきて伏せる君か

(三三四一)

ケ 浦淵に伏したる君を今日今日と来むと待つらむ妻しかなし

(三三四二)

コ 浦波の来寄する浜につれもなく伏したる君が家道知らずも

(三三四三)

右の九首

右の歌群の表現については、一つ目の長歌二首反歌二首の歌群と、  
 二つ目の長歌一首と反歌四首からなる調使首作歌との間には、明確  
 な相違が見られることを指摘したことがあり、詳細はそれにゆずる  
 が、本論に関わつては次のような違いが見られる。

両歌群とも、行路死人は海を渡ろうとしたことを「直渡りけむ」  
 と過去推量で回想するが、その遺体を前にしての表現については、  
 アの歌群は、「妻かありけむ(イ)」、「母父も妻も子どもも高々に来  
 むと待ちけむ(ウ)」とやはり過去推量で歌う。一方、カの調使首  
 作歌群は「妻もあるらむ(カ)」、「来むと待つらむ(キ・ケ)」、「家

人の待つらむものを(ク)」と現在推量を用いて家族が今も行路死人の帰りを待っているだろうことを歌っている。

また、カには、イの結句「思へども 悲しきものは 世間にそある 世間にそある」があらわれない。イの結句は、一首における主題であり、海浜によこたわる死者を悼み、故郷に残された家族を思いやりはするものの、心は結局、「世間」に対する悲しみに収斂する。同様にカの歌群に類似する反歌がないエは、行路死人は波の高い海の道を行つたから遭難したのだ、自分たちは山の道を行こうというもので、死者への同情よりむしろ自己への教訓に向かう。

つまりイのような「世間」を悲しむ姿勢、エの持つ教訓的内容を歌うアの歌群は、それほどまでに行路死人を一般化しており、自分はそのまゝとする冷静さが読み取れるのである。しかし、調使首作歌であるカの歌群には、題詞に示されるような作歌事情があつた。すなわち、調使首が神島の浜で行路死人という現実を目の当たりにして詠出した心情には、アの歌群に見られるような世間に対する悲しみや教訓的な要素は入り込む余地が無かつたと言える。行路死人を「臥したる人」としか表さないイに対して、カの歌群は「伏したる君」(カ・ケ・コ)、「伏せる君(ク)」と君の呼称を用いることも、行路死人への同情から来る親愛の情が込められている。実際に行路死人の屍を目の前にして、強烈な同情をおぼえた時の最初の

思いとしては、「世間」の悲しみを歌う余裕も、旅人の失敗を自らの戒めとするような冷たさもおよそふさわしくない。そうした感情はむしろ、ある程度冷静に事態を捉えたときに芽生えるはずのものである。

過去推量「けむ」と現在推量「らむ」の相違も、事態を過去のこととして回想するか、今起こっていることとして捉えようとするかの違いである。このように、調使首作歌は今現実に起きていることに対して冷静ではいられない、この上ない同情の念が込められた、あるいは少なくともそれをねらいとして作られたと見るべきである。いずれの歌群も行路死人の遺体を前にした同情の心を詠んでいるようでありながら、二つの歌群には述べてきたような明らかな相違があつた。

調使首の作歌が、述べてきたような行路死人に対する強い同情をもつて歌われたと言うことは、調使首の出自に関わつて非常に興味深い示唆を与える。調使首は伝未詳で、作歌年代も不明とするほかないが、先にも述べたように、調使氏については、上宮聖徳太子傳補闕記の資料に用いられた「調使家記」が存し、この調使首作歌との関連も既に指摘されている。上宮聖徳太子傳補闕記の巻頭序には、日本書紀、曆録、並びに四天王寺聖徳王傳は、具に行事奇異の状を見るに、いまだ委曲を尽くさず、憤憤たること尠からず。

斯れに因りて略者旧を訪ね、兼ねて古記を探るに、儻、調使膳臣等の二つの家記を得たり。大抵古書に同じと雖も、而る説に奇異有りて、之を捨つべからず、故に之に録して云爾、<sup>⑪</sup>

とあり、「調使家記」が「膳臣家記」とともに、資料として用いられた旨が記されている。これについて、高氏は

調使家記によつて補足された部分の一は明らかに片岡説話に係している。補闕記より聖徳太子傳曆に至るまでの種々の聖徳太子傳では、その他の舍人として、宮池鍛師、膳臣清国、物部連兄麿が登場するが、この調使麿だけが片岡説話に登場していることは、その事を雄弁に語っている。恐らく調使家記なるものは、片岡説話を重要な根幹として、主に彼等の、太子或いは法隆寺との関係を語つたものに相違ない。<sup>⑫</sup>

と述べ、聖徳太子の片岡山説話に関する記述が「調使家記」に拠ることを推測する。これを受けて、飯田瑞穂氏は、次のように述べる。補闕記で、この片岡山説話を記した部分も、主として調使麻呂と関係づけて述べられてゐるので、おそらく、同書のこの一段は「調使家記」にもとづくものと思はれる。ただ補闕記の片岡山飢者の記事には、かなり潤色が加り、後世的な展開が見られるところから、書紀や先行の太子伝が参照されてゐる形跡があつて、少くとも補闕記から想定される「調使家記」は、そのま

まで書紀の材料になつたやうな古さをもつものではない。しかし、これによつて、少くともこの説話が、平安初期、調使氏によつて伝承せられ、潤色されてゐたことを知ることができ<sup>⑬</sup>。

また、新川登亀男氏は、この片岡山説話の部分が「調使家記」から採つたものであることを詳細な検討を経て明らかにしている。その後、さらに東野治之氏によつて「調使家記」から採られた範囲がより明確にされており、この説話の語るところは、調使首作歌を理解する上で無視できない。長文になるが、片岡山説話の部分について、新川、東野両氏の検討によつて、「調使家記」から採られたとされる箇所<sup>⑭</sup>の訓読文を掲げる<sup>⑮</sup>。

太子、己卯年十一月十五日、山西の科長の山本陵の処を巡り看る。還向の時、即日の申の時、道を枉げて片岡山辺の道の人家に入る。即ち飢人有り、道の頭に臥したり。去ること三文許り、太子の馬、此に至りて進まず。鞭すといへども猶駐まる。太子自ら言はく、「哀々」へ音を用ゐる」と。即ち馬を下る。舍人調使麻呂、御杖を握り取りて、飢人に近づく。下りて臨みて之に語るに、「怜む可し、怜む可し、何為る人か、此くの如くにして臥したる」と。即ち紫の御袍を脱ぎ、その人の身に覆ひ、歌を賜ひて曰はく、

しな照る 片岡山に 飯に飢て こやせる（四字、音を以て



す。其の旅人あはれ 祖無しに なれ(二字、音を以てす)  
成りけめや 刺竹の 君はや無き 飯に飢て こやせる 其  
の旅人あはれ(この歌、夷振歌を以てす)  
首を起こして進り答へて曰はく、

斑鳩の富の小川の絶えばこそ我が王の御名忘めや<sup>17)</sup>

飢人の形、面長く頭大きく、両耳もまた長し。目細くして長く、目を開きて看れば、内に金光有り。人に異なりて大いに奇相あり。亦其の身ただ香し。麻呂に命せて曰はく「彼の人香しきや」と。麻呂、「ただ香し」と啓す。命せて曰はく、「汝は寿延長す可し」と。飢人と太子と相語ること数十言、舍人等、其の意を知らず。了りて即ち死す。太子、大いに悲しみ、即ち命せて厚く葬らしめ、多く歛物を賜ふ。墓を作ること高大なり。時に大臣馬子宿禰已下、王臣大夫等、咸く譏り奉りて曰はく「殿下、大聖なりといへども、不能の事有り。道の頭に飢うるは、是れ卑賤の者、何ぞ以て馬を下り、彼と相語り、亦詠歌を賜はむ。其の死に及びて、由無くして厚く葬る。何ぞ能く大夫已下を治めむや」と。太子、謗る所の大夫七人を召し、命せて曰はく、「卿等七人、片岡山に往き、墓を開きて看よ」と。七大夫等、命に依り、退で往きて墓を開く。而して其の屍有り<sup>18)</sup>。棺内大いに香し。歛する所の御衣並びに新たに賜ふ彩帛等、帖みて

棺上に在り。唯太子賜ふ所の紫袍のみは無し。七大夫これを看、大いに奇として聖徳を嘆ず。還り来たりて命に報ず。太子、日夕詠歌し、飢人を慕ひ恋ふ。即ち舍人を遣はし、衣服を取りてこれを御すこと故の如し。

庚午年四月三十日夜半、斑鳩寺に災有り。(中略)

斑鳩寺、災を被りて後、衆人、寺地を定むるを得ず。故に百済の入師、衆人を率ゐて、葛野の蜂岡寺を造ら令め、川内の高井寺を造ら令む。百済の聞師、円明師、下水君雑物等三人、合はせて三井寺を造る。

家人馬手、草衣之馬手、鏡、中見、凡、波多、犬甘、弓削、薦、何見等、並びに奴婢と為す。黒女、連麻呂、争論す。麻呂の弟万須等、寺の法頭に仕へ奉り、家人奴婢等の根本を妙教寺に白し定め令む。

麻呂、年八十四にして、己巳年に死す。子は足人、古の年より十四年、壬午八月二十九日、大官大寺に出家す。麻呂は聖徳太子十三の年、丙午生まる。十八の年、始めて舍人と為る。癸亥年二月十五日、始めて出家して僧と為る、云々。

聖徳太子の片岡山説話から、斑鳩寺の火災とその後の記事、家人・奴婢の記事と続き、調使麻呂の系譜が記されている。聖徳太子の詠は紀歌謡一〇四に等しい。とりわけ注目されるのは、片岡山説



話において、聖徳太子が飢人と歌を贈答する場面の前後に、舎人である調使麻呂の行動が具体的に描かれている点である。東野氏は、飢人の香しさを体験した麻呂に、太子が「汝は寿延長す可し」と告げたことに照応して、麻呂の長寿が語られるのだとする。同様に片岡山説話を載せる聖徳太子伝暦<sup>⑩</sup>は補闕記を参照したとされるが、調使麻呂の年譜記事は載せていない。聖徳太子に関する記事を中心に据える場合、必ずしも重要ではない調使麻呂の年譜記事が存するのは、東野氏の指摘するように、それが「調使家記」から転載されたものだからであろう。「調使家記」には、片岡山説話において、聖徳太子の舎人として重要な役回りを演じる調使麻呂が描かれていたのである。

周知のように、聖徳太子の片岡山説話は、推古紀二十一年十二月の条にも見え、地名こそ異なるが万葉集にも、卷三挽歌部の冒頭に次の歌が載る。

上宮聖徳皇子、竹原井に出遊でましし時に、竜田山の死人を見悲傷して作らず歌一首 小鑿田宮に天の下治めたまひし天皇の代。小鑿田に天の下治めたまひしは豊御食炊屋姫天皇なり。諡は額田、諡は推古。

家ならば妹が手まかむ草枕旅に臥やせるこの旅人あはれ

(3・四一五)

聖徳太子伝承としての片岡山説話には、太子が旅人をあはれんで同

情を寄せた歌を詠む姿が一貫して描かれており、それは日本書紀や万葉集にも採られるほど巷間に流布していた。調使氏は、調使麻呂が舎人として太子とともに奇異な体験をし、その結果長寿を得るという霊験譚を含み込んだ伝承を、自らの系譜の誇るべき事蹟の一つとして「調使家記」に記し、伝えていたと考えられる。自らの祖先が聖徳太子の事蹟の一つに遭遇した証人であったと語り継ぐことは、調使氏にとって系譜を権威付ける効果があったものと思われる。

翻って調使首作歌が、行路死人の遭難を自らの教訓とするような内容を持たず、ひたすら死人への同情の念を歌っているのも、聖徳太子が飢人を哀れみ、恋ひ慕った姿と軌を一にする。神嶋の浜の行路死人に遭遇した調使首は、聖徳太子の事蹟に連なる自らの系譜を自覚していたからこそ、強い同情を込めた挽歌を成したのである。その歌いぶりは伝えられて広く知られていた、聖徳太子が飢人に贈った歌や四一五歌と同じ想いであらねばならなかった。「同じく行路死人を詠んだ三三三九の歌の作者が調使首であることと、おそらく関係がある。」(全集人名一覽)と推測されていた関係は、このように理解すべきである。

調使氏が行路死人との特別な関わりを有する家系を誇りとしていたことから、調使首作歌が詠われたのであれば、調使首という存在についても、もとより不可能なことながらあえて一個人に特定する

必要もなく、この歌の題詞が「調使首」としかないのである。調使氏一族に伝えられた歌であることを意味するとみることができよう。その家に属する者の歌であることが明らかであれば良いのであって、名を欠くことにもそれなりの必然性がある。さらに想像をたくましくするならば、このような系譜を背負う者であることが、調使氏として調氏の宗族からの系譜的独立を要請したのかもしれない。

おわりに

調使家記と調使首作歌については、従来からその関係について言及があった。高氏は「ましてや、その歌が太子歌と同じく、行路死人を哀れんで歌つたものであるという事を思えば、両者の間に何らかのつながりを想像しても決しておかしくない。」<sup>20</sup>と述べ、飯田氏も「作者調使首の名から、この歌と片岡山飢者説話との関連を考へようとすることは、やや空想に走りすぎるといふ非難をうけることであらうが、作歌の動機に、何か関連があつたのではないかと想像してみたりもする。」<sup>21</sup>としていた。新川氏もまた、調使首作歌について、「もちろん問題の贈歌（片岡山説話の太子歌・引用者注）に酷似しているというわけではないが、旅路で絶命した者を悲傷したその基調は全く一致し、いわんや調使首が歌っている。」<sup>22</sup>と言及し

ていた。しかし、調使首作歌の意図が明確でない中では類似しているとの指摘にとどまっていたきらいがある。類似はけつして偶然の一致ではなく、氏族意識が作歌動機となる一つの例に数えることができるのである。

平安初期に撰録されたとされる上宮聖徳太子伝補闕記の記述の元になった調使家記の成立がいつころなのかはわからないが、調使首作歌とも符号する内容からすると片岡山飢者説話に関わる部分は、奈良時代後半にはすでに調使氏に伝えられ、権威付けとして享受されていたものと思われる。

#### 注

- ① 小稿「卷十三の本伝と異伝」〔万葉〕一七九号、平成十四年二月。
- ② 佐伯有清氏『新撰姓氏録の研究 考証篇 第五』（吉川弘文館、昭和五八年五月）
- ③ 注②に同じ。
- ④ 田中卓氏『神道大系 古典編六 新撰姓氏録』（神道大系編纂会、昭和五六年二月）を元に訓み下した。
- ⑤ 高辻至氏「上代伝承試論——聖徳太子片岡説話をめぐって——」〔万葉〕五三三号、昭和三九年一〇月）
- ⑥ 奈良国立文化財研究所『平城宮木簡四』（解説共）（昭和六一年三月）SD4100溝、木簡4210。奈良文化財研究所木簡データベース（<http://www.nabunken.go.jp/Open/mokkan/mokkan.html>）の画像（6A AICJ59/001199.jpg）。

- ⑦ 「調使首難波麻呂」(正倉院文書、塵芥二八裏書「経疏出納帳」天平勝宝五年八月十日〔大日本古文书 四〕)。また「調使首難波麻呂」(同、塵芥三〇裏書「経疏出納帳」天平勝宝五年十二月十二日、大日本古文书 三)の伎も使と認めてよく、同一人物であろう。宮内庁正倉院事務所「正倉院古文書影印集成十七塵芥文書裏巻一〜三九他」(平成十九年八月、八木書店)に影印がある。
- ⑧ 佐伯有清氏編『日本古代氏族事典』(雄山閣出版、平成六年一月)も「つきのつかい」と訓む。
- ⑨ 訓は『廣漢和辞典 上巻』(大修館書店、昭和五六年一月)によるが、「将」には「つたえろ」の意もある。
- ⑩ 注①前掲論。
- ⑪ 飯田瑞穂氏「『上宮聖德太子傳補闕記』について——特に本文校訂に關連して——」に附載の「彰考館蔵『上宮聖德太子傳補闕記』翻印」(『飯田瑞穂著作集Ⅰ 聖德太子伝の研究』吉川弘文館、平成二二年一月、初出昭和五二年三月)および「群書類従」巻第六四所収の『上宮聖德太子傳補闕記』を参考に訓読した。
- ⑫ 注⑤前掲論。
- ⑬ 「聖德太子片岡山飢者説話について」(『飯田瑞穂著作集Ⅰ 聖德太子伝の研究』初出昭和四七年七月)。
- ⑭ 「調使・膳臣等二家記」(『上宮聖德太子伝補闕記の研究』吉川弘文館、昭和五五年九月)。
- ⑮ 「文献史料からみた法隆寺の火災年代」(『日本古代史科学』岩波書店、平成一七年三月)。
- ⑯ 訓読については、注⑮前掲論所載の訓読文をもとにして、注⑪前掲「彰考館蔵『上宮聖德太子傳補闕記』翻印」および群書類従本を参考に一部改めたところがある。
- ⑰ 飢人の歌の結句は「御名忘也米」とあるが、「御名忘米也」の誤りとみられる。
- ⑱ 原文は「而有其屍、棺内大香」とあるが、『聖德太子伝暦』には「無有<sub>レ</sub>其屍」とあり、飯田、東野両氏とも、「無」または「无」の脱落という誤写の可能性を指摘している。
- ⑲ 注⑪飯田氏前掲論に、「聖德太子伝暦」との関連が明らかにされている。
- ⑳ 注⑤前掲論。多田一臣氏「行路死人歌と伝説歌」(『万葉歌の表現』明治書院、平成三年七月)は高氏の説を承けて「行路死人をめぐる太子伝説と調使氏とのかかわりを考えれば、この歌群の伝承者が調使氏であったことに間違いはない。題詞中に「調使首」の名が作者としてあらわれるのは、伝承者の存在が前面にせり出てきたためにほかならない。この歌群の中にも、太子の潜在的な位置を透視することができる。」としている。
- ㉑ 注⑬前掲論の注(30)。
- ㉒ 注⑭前掲論。